

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

柳井市

2 地域再生計画の名称

商都柳井まちなか再生プラン

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成 17 年度から平成 21 年度まで（5 年間）

4 地域再生計画の意義及び目標

【地域特性】

本市は、古くから九州地方や対外貿易の海門として繁栄し、江戸時代には「岩国藩の御納戸」と呼ばれたほどの商業地・柳井津として栄え、水陸交通の要となりました。今でこそかつての賑わいはありませんが、街なかを流れる柳井川左岸の古市金屋地区に現在も残されている白壁の美しい商家の町並みに往時の名残をそのまま留めています。まちなか全体が落ち着いたたたずまいを見せる雰囲気の中にあって、江戸時代の商家が約 200m にわたって軒を連ねる「白壁の町並み」は市民共有の財産であり、地域の誇りともなっています。

- 山口県南東部の中心都市（人口 3 万 4 千人、微減傾向、高い高齢化率 26.8%）
- 中枢都市「広島市」への近接性、四国（松山）九州（別府）への玄関口
- 温暖、多日照で住みよい気候（年間平均気温 15～16℃、花き栽培も盛ん）
- 優れた自然景観や豊富な歴史的文化的資源（瀬戸内海国立公園、古市金屋重要伝統的建造物群保存地区「白壁の町並み」や国指定史跡「茶臼山古墳」など）
- 高い商業機能集積、整備が進む観光資源

（人口 1 人当たり売場面積は県内有数、やまぐちフラワーランドの整備）

- 特産物：金魚ちょうちん（民芸品）、甘露醤油、柳井縞（伝統的木綿織物）
- 郷土料理：茶がゆ、瀬戸内海でとれる地魚がおいしい
- 代表的なお祭り：天神祭り（春）金魚ちょうちん祭り（夏）柳井祭り（秋）
- 主な交通機関：JR 山陽本線柳井駅、柳井港（フェリー基地）

国道 188 号、山陽自動車道玖珂 IC・熊毛 IC

戦後も瀬戸内の商業都市として発展してきた本市では、サザンセト・サンシャイン・リゾート構想(平成5年2月、いわゆるリゾート法による承認)に基づき、前述した白壁の町並みなどの歴史的遺産や恵まれた自然環境、気候風土を活かした観光・リゾート施設の整備を進めています。さらに、観光資源のネットワーク化が進み、毎年多くの観光客が柳井を訪れるようになっていきます。特に、広島市などの都市住民にとって、柳井地域は自然や田舎を満喫できる癒しの場として利用され、都市住民との多様な交流が広がりつつあります。

一方、JR 柳井駅周辺地区は、広域交通網の結節点としての機能が強化されるとともに、商業・業務等の都市機能の集積が進み、柳井広域都市圏の交流拠点としての役割を担っています。

しかしながら、人口減少と全国的にも高い高齢化率を背景に、地域経済の停滞、市街地環境の悪化が顕著となっています。とりわけ、中心市街地においては全体的に空洞化が進み、主な問題点として次の5点が挙げられます。

- 人口・コミュニティ→居住人口が郊外に分散し、人通りもまばら。

 - 子どものすがたも見えない。

- 交通体系→アクセス性、快適性の点で来訪者や交通弱者に不便。

- 土地利用→大規模空閑地や空き地、空家が目立ち、駅前としての風格がない。

- 産業→商店街が衰退している。民間事業所数が減少傾向。

- 生活環境→花・みどり・水のうまい要素が活かされていない。

こうしたなかで、本市では21世紀を展望した総合計画「やない21世紀プラン」において“交流・連携プロジェクト”を掲げ、中心市街地の活性化を最重要課題として広域・域内交流の拡大と連携強化に取り組んでいるところです。

【地域再生計画の意義】

今回の地域再生計画は、前述した“交流・連携プロジェクト”の取り組みをよりいっそう確実にするものであり、来訪者だけでなく、居住者にとっても“街の魅力づくり”につながる国のさまざまな支援プログラムを活用して、“交流が広がり個性が輝くまちづくり”を展開することで、地域経済の停滞や市街地環境の悪化傾向を解消し、本市全体の持続的な発展と地域経済の活性化を目指していくものです。

具体的には、道路使用許可と道路占用許可に関する手続きの簡素合理化、弾力化に係る支援措置を活用することにより地域活動のより一層の円滑化が図られることから商工会議所や地元商店街、まちづくり団体など多様な取組主体による賑わいイベントを積極的に促進することにより、停滞傾向にある地域コミュニティの活性化や商店街の振興につなげていきます。

また、地方道路整備臨時交付金の運用改善やまちづくり交付金の創設といった支援措置を活用して、地域交通ネットワークの充実や市民交流広場・河川緑地空間の創出を検討することにより来訪者や居住者が魅力を感じる仕掛けづくりを行い、利便性の低い交通体系や効率性の低い土地利用の改善につなげていきます。

さらに、案内標識に関するガイドラインの策定や良好な景観形成の推進に係る支援措置を活用して、恵まれた町並み景観・自然景観資源を生かした取り組みを積極的に進めていき、花・みどり・水といったうるおい要素が暮らしのなかで身近に感じることが出来る生活環境づくりを実現していくことにより居住人口や交流人口を増加させ、消費の拡大や雇用の創出による地域経済の活性化につなげていきます。

特に、市民や企業がまちづくりの主体であることを踏まえ、行政とともに考え実践する市民参加型のまちづくりを進めていく必要があることから、多方面にわたる市民団体等による地域づくり活動を本計画の展開に生かすことが出来るよう配慮していくこととします。

【地域再生計画の目標】

地域再生計画では「であい・ふれあい・たすけあい」のまちづくりを基本目標として、観光振興を主眼とした広域・域内交流の拡大と連携強化に取り組みます。

その目標とする指標として、本計画の最終年度である平成 21 年度において、観光入り込み客数を現在の 35 万人から倍増に近い 60 万人を設定します。

このことにより 5 年後の地域の姿（ビジョン）として、次のようなまちを目指します。

- 出逢いのまちづくり

人、もの、情報が集まるまち、集まりやすいまち、集まりたくなるまち

- ふれあいのまちづくり

いろいろなもの（歴史、文化、情報、遊び）とふれあうまち

いろいろなひと（地域間・世代間交流、障害の有無）とふれあうまち

- 助け合いのまちづくり

人に優しいまち、やすらぎや落ち着きを感じるまち、みんなでつくるまち

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の目標である年間 60 万人の観光入り込み客数を達成することにより発生する経済的効果として次のように見込んでいます。

- ・ 商品販売額 120,000 百万円（ピーク時平成 3 年実績値；101,545 百万円）
- ・ 民間事業所数 2,300 事業所（ピーク時平成 3 年実績値；2,356 事業所）
- ・ 市民所得（柳井市 / 県平均）1.0 以上（ピーク時平成 3 年実績値；0.98）

本市の居住人口は高齢化が進むとともに微減傾向にあります。産業面においても商品販売額、工業出荷額はほぼ横ばいに推移しているものの、民間事業所数は減少傾向にあります。

また、本計画の実施に当たっては地域住民や地元事業者との協働作業により進めていくこととしており、その社会的効果として地域コミュニティの醸成、さらには各主体間の適切な役割分担のもと行政施策の効率化（行政コスト縮減）が発揮されるものと考えています。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- 2 3 0 0 0 1 道路使用許可・道路占用許可の手續改善
- 2 1 2 0 0 2 道路占用許可弾力化（オープンカフェ等）
- 2 1 2 0 1 1 地方道路整備臨時交付金の運用改善（目標達成型の導入）
- 2 1 2 0 2 8 まちづくり交付金の創設
- 2 3 0 0 0 7 案内標識に関するガイドラインの策定
- 2 3 0 0 0 9 良好な景観形成の推進

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

本計画の目標である“観光振興を主眼とした広域・域内交流の拡大と連携強化”につながる関連施策を国・県と連携しながら取り組んでいきます。

国道 188 号バイパス整備事業（国土交通省）

柳井広域都市圏のみならず山口県東部の主要幹線道路である国道 188 号が渋滞等により円滑な交通に支障を来しているため、市街地内のバイパス整備を促進しています。

重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業（文化庁、山口県、柳井市）

文化庁の技術的助言や財政的支援を受けて、古市金屋地区の「白壁の町並み」や国指定重要文化財である「国森家住宅」を保存修理するとともに、伝建地区周辺での建物修景補助による景観形成の取り組みを行っています。最近の代表的な事例として歴史的な建造物を「しらかべ学遊館」「やない西藏」として保存活用するとともに、近代銀行建築である“旧周防銀行”を「町並み資料館」と

して保存活用しています。

柳井川「ふるさとの川」整備事業（山口県）

まちなかを流れる柳井川の治水目的と併せて、周辺の市街地環境と調和のとれた水辺空間整備を目指した河川改修事業について山口県と柳井市が連携して取り組んでいます。

やまぐちフラワーランド整備事業（山口県、柳井市）

花きの生産支援と消費の拡大機能を併せ持つ県下初の“花のまちづくりの総合拠点”として、平成 18 年度の開園を目標に「やまぐちフラワーランド」の整備を進めています。

中心市街地活性化対策事業（柳井商工会議所、柳井市）

市民とのパートナーシップ、ベンチャー精神による観光商業・福祉商業の推進を掲げ、空き店舗対策やイベントサービスの支援に取り組んでいるほか、新商工会館としての複合型拠点施設の整備などを推進しています。

- 8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
特になし

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙1

1 支援措置の番号及び名称

2 3 0 0 0 1 道路使用許可・道路占用許可の手續改善

2 当該支援措置を受けようとする者

民間事業者（柳井商工会議所等）・柳井市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

・取組が行われる場所

市内の県道、市道

・取組の実施期間

平成 17 年度以降（通年）

・具体的内容

道路使用許可と道路占用許可に関する手続きの一層の簡素合理化により地域活動の円滑化が図られることから JR 柳井駅周辺地区における地域の祭りや商店街イベント、オープンカフェ、パラソルショップ、日曜朝市の実施に積極的に取り組み、来訪者や市民等に対して賑わいのある商業空間を提供します。

新しく整備されつつある道路のさまざまな仕掛けを活用して、地元商店街やまちづくり団体など多様な取組主体による賑わいイベントが実施されつつあることを踏まえ、新しいガイドラインに沿った取り組みを行い、地域の活性化につなげていくこととします。

また、継続的かつ反復的な市民活動に展開されていくことを目指して、イベントを実施する側、利用する側が入り交じるかたちで、幅広い層の参加を得られるよう働きかけをしていきます。

別紙2

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 0 2 道路占用許可弾力化（オープンカフェ等）

2 当該支援措置を受けようとする者

民間事業者（柳井商工会議所等）・柳井市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

・取組が行われる場所

市内の県道、市道

・取組の実施期間

平成 17 年度以降（通年）

・具体的内容

道路占用許可の弾力化により地域活動のより一層の円滑化が図られることから JR 柳井駅周辺地区における地域の祭りや商店街イベント、オープンカフェ、パラソルショップ、日曜朝市の実施に取り組み、来訪者や市民等に対して賑わいのある商業空間を提供します。

新しく整備されつつある道路のさまざまな仕掛けを活用して、地元商店街やまちづくり団体など多様な取組主体による賑わいイベントが実施されつつあることを踏まえ、新しいガイドラインに沿った取り組みを行い、地域の活性化につなげていくこととします。

また、継続的かつ反復的な市民活動に展開されていくことを目指して、イベントを実施する側、利用する側が入り交じるかたちで、幅広い層の参加を得られるよう働きかけをしていきます。

別紙3

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 1 1 地方道路整備臨時交付金の運用改善（目標達成型の導入）

2 当該支援措置を受けようとする者

柳井市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

・取組が行われる場所

JR 柳井駅周辺地区及びその周辺

・取組の実施期間

平成 17 年度～21 年度（5 年間）

・具体的内容

地方道路整備臨時交付金の運用改善によって、従来の補助事業における採択基準にとらわれない柔軟な道路整備が可能となるため、緊急で整備効果が高い道路の整備を重点的、効率的に実施します。

具体的には、新しい観光拠点としての整備が進む「やまぐちフラワーランド」と知名度の高い「白壁の町並み」を有機的に連携させるため、未改良区間が残る都市計画道路後地和田線(標準幅員 12m)の道路整備を検討することにより、ボトルネックを解消しアクセス性の向上に努めていきます。

別紙4

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 2 8 まちづくり交付金の創設

2 当該支援措置を受けようとする者

柳井市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

・取組が行われる場所

JR 柳井駅周辺地区及びその周辺

・取組の実施期間

平成 17 年度～21 年度（5 年間）

・具体的内容

事業主体の自主性や裁量性の高い財政支援措置であるまちづくり交付金を活用して、基幹事業と提案事業を効果的に実施することにより“まちの魅力づくり”をトータルに進めていきます。具体的には、歩行者系を中心とした地域交通ネットワークの充実や魅力ある市民交流広場・河川緑地空間の創出を検討することにより来訪者や居住者の利便性・快適性の向上につなげていきます。

快適性、アクセス性の向上に資する歩行者支援整備の検討（平成 17 年度～）

まちの軸となる南町緑道（都市計画道路古開作中央線）の再整備

市道洲崎落合線の道路改良事業（柳井川沿い）

自転車歩行者系、自動車系の市街地サイン整備

移動支援システムとしての柳井駅南北地下道エレベータ整備 など

都市内交通システム構築に資する社会実験実施の検討（平成 18 年度～）

市街地と郊外を結ぶ循環バスの試験運行

（JR 柳井駅前～白壁の町並み～フラワーランド・ウェルネスパーク）

タウンモビリティの試行と都市内交通計画の策定 など

来訪者や市民が交流できる拠点広場整備の検討（平成 17 年度～）

レトロ市民交流広場（まちの軸である都市計画道路柳井駅門の前線沿い）

和田橋エントランス広場（都市計画道路後地和田線と柳井川の交差点沿い）

柳井川河川緑地（二級河川柳井川沿い）など

別紙 5

1 支援措置の番号及び名称

2 3 0 0 0 7 案内標識に関するガイドラインの策定

2 当該支援措置を受けようとする者

柳井市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

・取組が行われる場所

市内全域

・取組の実施期間

平成 17 年度～19 年度（3 年間）

・具体的内容

国が示す観光活性化標識ガイドラインを活用して分かりやすく、景観にも配慮された案内標識を整備することにより、来訪者や市民にやさしく、快適で利便性の高いサービスを提供します。具体的には、平成 12 年度に策定した「柳井市市街地サイン整備計画」を適宜見直ししたうえで、市街地内における自転車歩行者系サインの充実を図っていきます。

一方、市街地への流入流出それぞれのスムーズな誘導を目指して、自動車系サインを各道路管理者と連携しながら効率的かつ効果的に整備していきます。とりわけ、歴史的市街地に特有の複雑な道路網は来訪者にとって非常に分かりにくいいため、まちの個性を踏まえつつ適切な誘導・案内を行っていくこととします。

また、誘導案内の身近な手段となりつつあるカーナビゲーションなどの地理情報システムの普及を念頭において、案内標識における交差点表示や地名表示の充実向上を図る一方、情報サービス提供関連業者との連携、働きかけに取り組みます。

別紙 6

1 支援措置の番号及び名称

2 3 0 0 0 9 良好な景観形成の推進

2 当該支援措置を受けようとする者

柳井市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

・取組が行われる場所

市内全域

・取組の実施期間

平成 17 年度以降（通年）

・具体的内容

平成 16 年 6 月に成立・公布された「景観緑三法」の施行に伴い、屋外広告物の適切な規制をはじめとして、景観を規制・誘導する仕組みの充実等の措置が図られることを受けて、本市では山口県と連携して良好な景観形成を積極的に推進していきます。景観法に基づいて、市として景観行政団体をめざす一方、住む人にとっては暮らしやすく（地域への誇り）、市外の人にとっては訪れたい（観光促進）景観形成を進めていきます。

具体的には、花き振興の拠点となる「やまぐちフラワーランド」の整備が進む中で、市民・事業者との協働による“花のある風景”づくりに取り組むとともに、「白壁の町並み」に代表される地域固有の美しいたたずまいの保全再生に努めていきます。

また、これまで取り組んできた市独自の伝建地区周辺地区を対象とした建物修景補助事業についても引き続き行うとともに、景観法に基づく各種の景観施策を積極的に展開していきます。

一方で、地域が誇るこれらの町並み資源を活用して、スローライフや生涯学習、青少年教育といった市民に身近なまちづくり活動が展開されていることから市として協働・連携による取り組みを充実させていきます。

これらさまざまな取り組みを通じて、市全体の良好な景観形成を図っていくことにより交流連携の拡大、地域の活性化につなげていきます。